

○厚生労働省令第八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の一部の施行に伴い、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(鳥インフルエンザ(日七N九)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三條第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の廃止)

第一条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 鳥インフルエンザ(日七N九)を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第六十二号)

二 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三條第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十一号)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第三号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「痘そう、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)を「中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。)、痘そう、特定鳥インフルエンザ」に改め、同條第三項第一号中「及び鳥インフルエンザ(H5N1)」を「、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ」に改める。

第三十一條の三十第三項及び第四項並びに第三十一條の三十四第四項中「第三條第二号若しくは第三号」を「第三條第一号若しくは第二号」に改める。

附 則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百十五号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。